

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行) ☆お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい☆

1、本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2、募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、当法人が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当法人と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

(2)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当法人旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当法人約款」といいます。）によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含まれます。（以下「最終旅行日程表」といいます。）

3-1、旅行のお申込みと契約の成立時期

(1)当法人又は当法人の受託旅行者(以下「当法人ら」といいます。)にて、当法人所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当法人らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

(2)当法人らは電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当法人らの予約を承諾する旨の通知が、お客様に到達した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払が必要です。

(3)旅行契約は、電話によるお申込 の場合、本項(2)により申込金を当法人らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリ、インターネット等でお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当 法人らがお客様との旅行契約を承諾する通知が到達したときに成立いたします。

(4)当法人らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5)契約責任者は、当法人らが定める日までに、 構成者の名簿を当法人らに提出しなければなりません。

(6)当法人らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7)当法人らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2、ウエイティングの取扱いについての特約

当法人らは、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅 行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当法人らがお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウエイティング の取扱い」といいます。）をすることがあります。

(1)お客様がウエイティング の取扱いを希望する場合は、当法人らは、お客様が当法人からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウエイティング 期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契 約は成立しておらず、また、当法人らは、将来に旅行契約が成立することをお 約束するものではありません。

(2)当法人らは、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に 旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3)旅行契約は、当法人らが前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時（また、この通知が電子承諾通知の方法によって行われ たときもお客様に到達した時）に成立するものとしま

す。

(4)当法人らは、ウエイティング 期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお 客様に払い戻します。

(5)当法人らは、ウエイティング 期間内で当法人が旅行契約の 締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウエイティング の取扱いを解除する旨の 申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウエイティング の取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当法人は取消料をいただきません。

4、お申込条件

(1)18 才未満の方は親権者の同意が必要です。15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当法人の指定する条件に 合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。またお客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(2)健康を害している方、車椅子等の器具を ご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレル ギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅 行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。あらためて当法人らからご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を 具体的にお申し出ください。お申し出を受けた場合、当法人は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。当法人は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師 の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込をお断りし、又は旅行契約を解除させていただきます。尚、お客様からのお申し出に基づき、当法人がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様負担とさせていただきます。

(3)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当法人が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担になります。

(4)お客様のご都合による別行動は原則としてできませ ん。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

(5)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当法人が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6)その他当法人の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5、契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)当法人らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当法人の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパ ンフレット、本旅行条件書等により構成されます。また、最終旅行日程表をお渡しするコースについては遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6、旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13 日目にあたる日より前、又は当法人らが指定する期日までにお支払いいただきます。

7、旅行代金について

(1)本コースの子供旅行代金の設定についてはパ ンフレットでご確認ください。パンフレットに記載がない場合には子供旅行代金の設定はありません。

(2)旅行代金は、各 コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認下さい。

(3)「旅 行代金」は、第3項の「申込金」第14項(1)の「取消料」、第14項(2)の「違約料」及 び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパ ンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8、旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等）及び消費税等諸税。

(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。

(3)その他パ ンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9、旅行代金に含まれないもの

前項の(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1)超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）

(2)空港 施設使用料

(3)ケーリング 代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

(4)ご希望者のみ参加されるオプション 料金

(5)運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)但し旅行代金に含めた場合を除く

(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費

10、追加代金

第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ旅行代金の中に含めて表示した場合を除きます。）

(1)パ ンフレット等で当法人が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋のグレードアップ のための追加代金

(2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差 額代金

(3)パ ンフレット等で当法人が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金

(4)パ ンフレット等で当法人が「スーパーシート追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃・料金差額

(5)その他パ ンフレット等で「×××追加代金」と称するもの(ストリートフェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パ ンフレット等に 記載した場合の追加代金等)。

11、旅行契約内容の変更

当法人は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当法人の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当法人の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を 説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12、旅行代金の額の変更

当法人は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2)当法人は本項(1) の定める適用運賃・ 料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

(3) 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部 屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当法人はその差額だけ旅行代金を変更します。

(4)当法人は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパ ンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当法人の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13、お客様の交替

お客様は、当法人の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当法人に提出していただきます。この際、交替に要する手数料等の所定の金額をいただきます。又 契約上の地位の譲渡は、当法人が承諾したとき

に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

14、取消料

国内旅行に係る取消料	
旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して21 日前まで	無 料
旅行開始日の前日から起算して20 日前まで（日帰り旅行にあっては10 日目）	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7 日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースと一緒に(同室)にご参加のお客様からは1室 ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

(2)旅行代金が期日までに支払われないときは、当法人は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

(3)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

15、旅行開始前の解除

(1)お客様の解除権 ①お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を 解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。 a、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。 b、第12項(1)に基づき、旅行代金が増額訂正されたとき。 c、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。 d、当法人がお客様に対し、第5項に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。 e、当法人の責に帰すべき事由により、パ ンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。 ③当法人は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。 取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項 (1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻しいたします。

(2)当法人の解除権 ①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当法人は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。②次の項目に該当する場合は、当法人は旅行契約を解除することがあります。 a、お客様が当法人のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。 b、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。 c、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実 施を妨げるおそれがあると認められるとき。 d、お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。 e、お客様の人数がパ ンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13 日目に当たる日より前（日帰り旅行は3 日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。 f、スキーを目的とする旅行における降雪量 の不足のように、当法人があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいとき。 g、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当法人の関与し得ない事由が生じた場合において、パ ンフレットに記載した 旅行日程に従った旅行の安全 かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当法人は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払戻しいたします。また本項 (2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しいたします。

16、旅行開始後の解除

(1)お客様の解除権 ①お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。②お客様の責に帰さない事由によりパ ンフレットに 記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

③本項(1)の②の場合において、当法人は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当法人の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。 ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行) ☆お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい☆ 国内旅行に係る取消料 旅行契約解除の時期 取消料 旅行出発日の前日から起算して21 日前まで 無料 旅行開始日の前日から起算して20 日前まで（日帰り旅行にあっては10 日目） 旅行代金の20%旅行開始日の前日から起算して7 日前まで旅行代金の30%旅行開始日の前日旅行代金の40%旅行開始当日旅行代金の50%旅行開始後の解除又は無連絡不参加旅行代金の100% (2)当法人の解除権 ①当法人は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。 a、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。 b、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施する ための添乗員等その他の者による当法人の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。 c、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当法人の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

【ここに入力】

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行) ☆お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい☆

②解除の効果及び払い戻し 本項(2)の①に記載した事由で当法人が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合当法人は旅行代金のうち、お客様がこれまでその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当法人が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。③本項(2)の①のa、cにより当法人が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。④当法人が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当法人と お客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当法人の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17、旅行代金の払い戻し

(1)当法人は、「第12項(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当法人が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

(2)本項(1)の規定は、第19項(当法人の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当法人が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

(3)クーポン類の引渡し後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン類が必要となります。クーポン類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

18、添乗員

(1)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。

(2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。

(3)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。

(4)個人型プランは添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行って頂きます。

(5)現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行って頂きます。

19、当法人の責任

(1)当法人は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当法人又は当法人が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当法人に対して通知があった場合に限りです。

(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては当法人は原則として本項(1)の責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盗難 ⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮等、当法人又は当法人の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合。

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当法人に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当法人が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当法人に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

20、特別補償

(1)当法人は前項(1)の当法人の責任が生じるか否かを問わず、当法人約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

(2)本項(1)にかかわらず、当法人の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のカイクバイク、モーターバイク、超軽量動力機(モーターバイク、マイクロバイク、カイトバイク等)搭乗、ジャイロレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当法人は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4)当法人は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機用カード)を含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当法人約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5)当法人が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21、お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当法人約款の規定を守らないことにより当法人が損害を受けた場合は、当法人はお客様から損害の賠償を申し受けず。

(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当法人から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

(4)当法人は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当法人の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当法人が指定する期日までに当法人の指定する方法で支払わなければなりません。

(5)クーポン類紛失の場合、当該クーポン類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は運送機関が定める金額とします。

22、オプションルツアー又は情報提供

(1)当法人の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当法人が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当法人プランツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当法人は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取扱います。当法人オプションツアーは、パンフレット等で「企画者：当法人」と明示します。

(2)オプションツアーの運行事業者が当法人以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当法人は当該オプション参加中のお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同行の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。(但し、当該オプションのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)。また、当該オプションの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて当該運行事業者の定めによります。

(3)当法人は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なツアー等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なツアー等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当法人は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプションのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

23、旅程保証

当法人は、当法人約款の規定により「別表 変更補償金」に掲げる契約内容の重要な変更(天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置等による変更を除きます)が生じた場合は旅行代金に1%～5%の所定の率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払いますが、当法人の旅行者1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額は15%を上限とします。尚、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1000円未満であるときは変更補償金を支払いません。当法人はお客様の同意を得て変更補償金の支払いに替え同等またはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。

24、国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせ下さい。

25、個人情報の取扱い

(1)当法人らは、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当法人らは①当法人らの提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。

(2)当法人らは、当法人らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当法人らは利用させていただきます。尚、当法人における個人情報取扱管理者の氏名については当法人へお問合せ下さい。

(3)当法人は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当法人の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

26、旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日はパンフレット等に明示した日となりますが、パンフレット等に明示がない場合は 年 月 日となります。

27、その他

(1)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当法人では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

(2)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックスマン制度)に同意をし、当法人が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当法人の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承下さい。

(3)当法人は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)当法人の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。ま

た、利用航空会社の変更により第19項及び第23項の責任を負いません。 ☆このご旅行に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら下記の旅行業務取扱管理者へご質問下さい。(2026/04)

一般社団法人阪南市観光協会
旅行業務取扱管理者：雪谷 充宏

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更。(運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。)	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の出発空港又は帰着空港の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦外への直行便又は本邦内への直行便から乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

【旅行企画・実施】
登録番号：大阪府知事登録旅行業 地域 3325 号
名称：一般社団法人阪南市観光協会
所在地：大阪府阪南市尾崎町35-4 阪南市商工会館2F
電話番号：072-447-5547
担当者名：雪谷 充宏
旅行業務取扱管理者：雪谷 充宏